

事 務 連 絡  
令和3年4月28日

各障害福祉サービス等事業所管理者 様

東京都北区健康福祉部長  
村野 重成

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「緊急事態措置」に係る障害福祉サービス等事業所の運営に対する区の考え方等について

日頃より、北区の障害福祉施策にご理解とご協力を賜るとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、各事業所において感染予防の徹底にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(令和3年4月25日～5月11日)が発令され、東京都においても「緊急事態措置」が発令されました。

障害福祉サービス等の事業所は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものです。そのため、区内の障害福祉サービス等事業所におかれましては、下記の区の考え方に基づき、適切な感染防止対策を徹底した上で、支援が必要な利用者に対するサービスを提供いただくようお願いいたします。

## 記

### 1 区立施設及び区委託事業の運営に対する考え方

生活介護、就労継続支援B型、グループホーム等の区立障害者施設(指定管理者施設を含む)及び区が実施している委託事業については、原則として、十分な感染防止対策を講じた上で、運営を継続いたします。(ただし、事業内容の変更の可能性あり)

なお、当該施設の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者及び感染が疑われる者が発生した場合等は、保健所の指示に従い、施設の利用制限(自粛要請、利用停止、休業、規模縮小等)を実施する場合があります。

### 2 民間事業者の運営に対する考え方

民間事業所の運営については、各民間事業者の判断となりますが、当該事業所の利用者及び家族の健康及び生活維持を鑑み、十分な感染防止対策を講じた上で、可能な限り運営の継続に努めていただくようお願いいたします。

なお、当該事業所の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者及び感染が疑われる者が発生した場合等は、保健所の指示に従い、事業所の利用制限(自粛要請、利用停止、休業、規模縮小等)の実施をお願いいたします。

### 3 衛生物品等の提供について

新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が発生した場合等で、事業所における個人用防護服、N95 マスク、靴カバー等が、必要の場合は、障害福祉課から在庫状況に応じて支給いたします。

### 4 その他

令和3年4月26日付東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所・施設の対応について」等を参照し、最新の情報を確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

北区健康福祉部障害福祉課

電話03(3908)9085

FAX03(3908)5344

北区立障害者福祉センター

電話03(3905)7111

FAX03(3905)7116